

	(西部県税事務所長)	(西部総合事務所農林局長)
岩美郡	山下 清 (やました きよし) (岩美町選挙管理委員長)	中島 隆敏 (なかしま たかし) (岩美町選挙管理委員長職務代理者)
八頭郡	山根 勝 (やまね まさる) (鳥取県選挙管理委員)	福本 浩二 (ふくもと こうじ) (八頭県土整備事務所長)
東伯郡	藤村 実千子 (ふじむら みちこ) (鳥取県選挙管理委員)	隠樹 正人 (おき まさと) (中部総合事務所環境建築局長)
西伯郡	金田 和寿 (かねだ かずとし) (鳥取県選挙管理委員)	朝倉 学 (あさくら まなぶ) (西部総合事務所環境建築局長)
日野郡	栃本 義博 (とちもと よしひろ) (西部総合事務所日野振興センター所長)	宮永 二郎 (みやなが じろう) (西部総合事務所日野振興センター日野振興局長)

(2) 執務場所 (予定)

ア 令和5年3月31日※告示日

選挙区	場 所
鳥取市	東部庁舎講堂 (鳥取市立川町六丁目176)
米子市	西部総合事務所講堂 (米子市糺町一丁目160)
倉吉市	中部総合事務所講堂 (倉吉市東巖城町2)
境港市	西部総合事務所講堂 (米子市糺町一丁目160)
岩美郡	岩美町役場大会議室 (岩美郡岩美町大字浦富675-1)
八頭郡	八頭庁舎第1会議室 (八頭郡八頭町郡家100)
東伯郡	中部総合事務所第201、202会議室 (倉吉市東巖城町2)
西伯郡	西部総合事務所第2会議室 (米子市糺町一丁目160)
日野郡	日野振興センター大会議室 (日野郡日野町根雨140-1)

イ 令和5年4月1日以降

選挙区	場 所
鳥取市	東部庁舎 (鳥取市立川町六丁目176)
米子市	西部総合事務所 (米子市糺町一丁目160)
倉吉市	中部総合事務所 (倉吉市東巖城町2)
境港市	西部総合事務所 (米子市糺町一丁目160)
岩美郡	岩美町役場 (岩美郡岩美町大字浦富675-1)
八頭郡	八頭庁舎 (八頭郡八頭町郡家100)
東伯郡	中部総合事務所 (倉吉市東巖城町2)
西伯郡	西部総合事務所 (米子市糺町一丁目160)
日野郡	日野振興センター (日野郡日野町根雨140-1)

3 立候補受付

(1) 受付日時

令和5年3月31日 (金) ※告示日

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所 (予定)

選挙区	場 所
鳥取市	東部庁舎講堂 (鳥取市立川町六丁目176)
米子市	西部総合事務所講堂 (米子市糺町一丁目160)
倉吉市	中部総合事務所講堂 (倉吉市東巖城町2)
境港市	西部総合事務所講堂 (米子市糺町一丁目160)
岩美郡	岩美町役場大会議室 (岩美郡岩美町大字浦富675-1)
八頭郡	八頭庁舎第1会議室 (八頭郡八頭町郡家100)
東伯郡	中部総合事務所第201、202会議室 (倉吉市東巖城町2)
西伯郡	西部総合事務所第2会議室 (米子市糺町一丁目160)
日野郡	日野振興センター大会議室 (日野郡日野町根雨140-1)

(3) 立候補予定者説明会

【東部地区】

対象選挙区：鳥取市、岩美郡、八頭郡

開催日時：令和5年2月28日 (火) 午前10時

開催場所：鳥取県庁第33会議室

【中部地区】

対象選挙区：倉吉市、東伯郡

開催日時：令和5年2月28日 (火) 午後2時

開催場所：倉吉体育文化会館大研修室

【西部地区】

対象選挙区：米子市、境港市、西伯郡、日野郡

開催日時：令和5年3月3日（金）午前10時

開催場所：国際ファミリープラザファミリーホール

4 選挙人名簿への登録

- (1) 登録の基準日 令和5年3月30日（木）
ただし、年齢については選挙期日（令和5年4月9日）現在による。
- (2) 登録日 令和5年3月30日（木）
- (3) 閲覧期間 令和5年3月31日（金）の1日間

5 表示物等の色（予定）

選挙運動用自動車（船舶）表示板	白地に黒色の文字
選挙運動用拡声機表示板	白地に黒色の文字
街頭演説用標旗	白地に黒色の文字
乗車用腕章	白地に黒色の文字
運動員腕章	白地に黒色の文字
政治活動用自動車表示板	白地に黒色の文字
政談演説会用表示板	白地に黒色の文字

6 ポスター掲示場

- (1) 設置
令和5年3月31日（告示日）から候補者がポスターを掲示できるように、あらかじめ設置する。

- (2) 体裁等（予定）

ア 区画数

鳥取市選挙区	「18」区画	（定数12）
米子市選挙区	「15」区画	（定数9）
倉吉市選挙区	「9」区画	（定数3）
境港市選挙区	「6」区画	（定数2）
岩美郡選挙区	「6」区画	（定数1）
八頭郡選挙区	「6」区画	（定数2）
東伯郡選挙区	「6」区画	（定数3）
西伯郡選挙区	「6」区画	（定数2）
日野郡選挙区	「6」区画	（定数1）

※区画数は令和5年2月の鳥取県選挙管理委員会において決定する

イ その他 別紙のとおり

- (3) その他

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙のそれぞれのポスター掲示場を同一場所に設置することとなるため、設置予定場所をあらかじめ実地調査し、設置可否について承知しておくこと。

7 選挙公報の発行

- (1) 掲載文の申請期限
令和5年3月31日（金）午後5時

- (2) 申請受付場所

立候補届出受付場所

- (3) 掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所（予定）

ア 日時 令和5年3月31日（金） 午後5時10分

イ 場所

選挙区	場 所
鳥取市	東部庁舎講堂（鳥取市立川町六丁目176）
米子市	西部総合事務所講堂（米子市糍町一丁目160）
倉吉市	中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町2）
境港市	西部総合事務所講堂（米子市糍町一丁目160）
岩美郡	岩美町役場大会議室（岩美郡岩美町大字浦富675-1）
八頭郡	八頭庁舎第1会議室（八頭郡八頭町郡家100）
東伯郡	中部総合事務所第201、202会議室（倉吉市東巖城町2）
西伯郡	西部総合事務所第2会議室（米子市糍町一丁目160）
日野郡	日野振興センター大会議室（日野郡日野町根雨140-1）

- (4) 配布方法

令和5年4月7日（金）までに各市町村選挙管理委員会が各戸配布等により各世帯に配布する。

- (5) 選挙公報の規格（予定）

縦約54.5センチメートル、横約40.5センチメートル

- (6) 選挙公報の原稿の規格（予定）
縦約 11.5 センチメートル、横約 37.0 センチメートル

8 投票日時等及び投票の順序

- (1) 投票日
令和 5 年 4 月 9 日（日）午前 7 時から午後 8 時まで
- (2) 期日前投票及び不在者投票
令和 5 年 4 月 1 日（土）から 4 月 8 日（土）まで
※郵便等投票による不在者投票の申請受付は 4 月 5 日（水）まで
- (3) 投票の順序（予定）
鳥取県知事選挙と同時に鳥取県議会議員一般選挙が行われる場合は、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、鳥取県知事選挙、鳥取県議会議員一般選挙の順とする。

9 開票日時及び開票の順序

- (1) 開票開始日時
令和 5 年 4 月 9 日（日）午後 9 時までに開始する。
- (2) 開票場所
各市町村選挙管理委員会の定める場所
- (3) 開票の順序（予定）
鳥取県知事選挙と同時に鳥取県議会議員一般選挙が行われる場合は、開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序は、鳥取県知事選挙、鳥取県議会議員一般選挙の順とする。

10 投票用紙（予定）

- (1) 大きさ
128mm×80mm（点字も同じ）
- (2) 用紙の色
クリーム色
- (3) 文字の色
黒色
- (4) 委員会の印
刷込み式

11 政治活動用ポスター証紙の様式（予定）

- (1) 縦 25mm×横 35mm
- (2) 銀色地に黒色の文字
- (3) 証紙の中央に県章を入れ、色は緑色

12 投票用封筒等（予定）

仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便等による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

13 選挙会等（予定）

- (1) 選挙会の日時
令和 5 年 4 月 12 日（水）
- (2) 選挙会の場所

選挙区	場 所
鳥取市	東部庁舎講堂（鳥取市立川町六丁目 176）
米子市	西部総合事務所第 17 会議室（米子市糺町一丁目 160）
倉吉市	中部総合事務所第 205 会議室（倉吉市東巖城町 2）
境港市	西部総合事務所第 15 会議室（米子市糺町一丁目 160）
岩美郡	岩美町役場大会議室（岩美郡岩美町大字浦富 675-1）
八頭郡	八頭庁舎第 1 会議室（八頭郡八頭町郡家 100）
東伯郡	中部総合事務所入札室（倉吉市東巖城町 2）
西伯郡	西部総合事務所第 2 会議室（米子市糺町一丁目 160）
日野郡	日野振興センター第 2 会議室（日野郡日野町根雨 140-1）

- (3) 選挙立会人届出期限及び場所
ア 期 限 令和 5 年 4 月 6 日（木）午後 5 時
イ 場 所 選挙長の執務場所
- (4) 当選の告知及び当選人の告示
令和 5 年 4 月 12 日（水）
- (5) 当選証書付与
ア 日 時 令和 5 年 4 月 12 日（水）選挙会終了後
イ 場 所 選挙会会場内
- (6) 開票事務と選挙会事務
選挙会の区域と開票区の区域が同一となる鳥取市選挙区、米子市選挙区、倉吉市選挙区、境港市選挙区及

び岩美郡選挙区において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない予定であること。

Ⅲ 啓発事業（予定）

第1 趣 旨

今回の統一地方選挙が明るく行われるために、選挙の意義の啓発、選挙制度や投票日の周知を図り投票参加を推進するとともに、きれいな選挙の推進などを中心に各種の啓発事業を行うものとする。

第2 重点事項

- 1 選挙の意義の啓発と投票参加の推進
- 2 きれいな選挙の推進
- 3 若年層への啓発

第3 実施主体

- 1 県及び市町村の選挙管理委員会
- 2 県及び市町村の明るい選挙推進協議会

第4 実施事業

県民が選挙を身近に感じられるよう工夫を凝らし、わかりやすい啓発事業を実施する。

- 1 県及び市町村が共同して行うもの
 - ・啓発用物資の配布
 - ・ポスターによる啓発
 - ・「選挙のしおり」による啓発
 - ・街頭啓発（※新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては中止する場合があること。）
 - ・庁舎等の懸垂幕・横断幕等の掲示
 - ・店内放送等による啓発
 - ・立候補者に対する申し入れ
 - ・その他
- 2 県が行うもの
 - ・マスメディアを活用した啓発
 - ・広告塔による啓発
 - ・便宜供与の依頼
 - ・委員長談話による啓発
 - ・その他
- 3 市町村が行うもの
 - ・広報車による啓発
 - ・広報紙等の利用による啓発
 - ・その他

第5 統一標語

「自分へと、必ずつながるその一票。」

Ⅳ 投票速報（予定）

第1 投票状況の公表

各市町村から電話により報告された投票状況について、県において集計後、公表を行う。

1 推定投票率

- (1) 推定投票率は、知事選挙についてのみ、次の投票区の投票状況により推定
鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、八頭町、琴浦町、大山町、日南町
- (2) 公表の時間、及び方法

時間	方法
9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、20時現在の推定投票率	①県政記者室に配布（BizFax 送信） ②鳥取県ホームページ（以下「HP」という。）に掲載（更新）

※公表時間については、県政記者クラブ加盟報道機関と調整のうえ決定。

2 確定投票率

区分	時間	方法
知事選挙	20時30分から30分おき	①県計集計票を県政記者室に配布（BizFax 送信） （※電子ファイルの送信を希望する報道機関に対しては、県政記者室への配布後、電子メールによる提供を行う。） ②HPに掲載（更新）
県議選挙		

※公表時間については、県政記者クラブ加盟報道機関と調整のうえ決定。

第2 開票状況の公表

各市町村からファクシミリにより受信した投票状況について、県において集計後、公表を行う。

1 知事選挙

区分	時間	方法
----	----	----

町村別開票速報 《個票》（確定報）	着信の都度	個票を県政記者室に配布（BizFax 送信）
市部開票速報《個票》		
中間報	21 時 30 分から 30 分おき	個票を県政記者室に配布（BizFax 送信）
確定報	着信の都度	個票を県政記者室に配布（BizFax 送信）
時間別開票速報 《県計集計表》	21 時 30 分から 30 分おき 及び 最終確定時	①県計集計票を県政記者室に配布（BizFax 送信） （※電子ファイルの送信を希望する報道機関に対しては、 県政記者室への配布後、電子メールによる提供を行う。） ②HP に掲載（更新）
法定得票数及び 供託金の没収点	開票結果 最終確定時	時間別開票速報に同じ

※公表時間については、県政記者クラブ加盟報道機関と調整のうえ決定。

2 県議選挙

区分	時間	方法
町村別開票速報 《個票》（確定報）	着信の都度	個票を県政記者室に配布（BizFax 送信）
市部開票速報《個票》		
中間報	22 時 30 分から 30 分おき	個票を県政記者室に配布（BizFax 送信）
確定報	着信の都度	個票を県政記者室に配布（BizFax 送信）
時間別開票速報 《県計集計表》	22 時 30 分から 30 分おき 並びに 郡選挙区確定時及び 最終確定時	①県計集計票を県政記者室に配布（BizFax 送信） （※電子ファイルの送信を希望する報道機関に対しては、 県政記者室への配布後、電子メールによる提供を行う。） ②HP に掲載（更新） ※郡選挙区確定時は岩美郡を除く。
法定得票数及び 供託金の没収点	開票結果 最終確定時	時間別開票速報に同じ

※公表時間については、県政記者クラブ加盟報道機関と調整のうえ決定。

第 3 その他

市町村における投票状況及び開票状況の公表については、県選挙管理委員会への報告後は、各市町村選挙管理委員会において柔軟に対応するものとする。

V 参 考

第 1 今後の主要日程（予定）

1 選挙長事務打合せ

- (1) 日 時
令和 5 年 2 月 1 7 日（金）

- (2) 場 所
鳥取県庁第 3 3 会議室

2 市町村選挙管理委員会委員長・事務（管理執行、投開票速報）担当者会議

- (1) 日 時
令和 5 年 2 月 2 0 日（月）

- (2) 場 所
鳥取県庁第 3 3 会議室

※各種会議等の開催については、その都度、日時等について通知を行う。

（7）ポスター掲示場減数協議について

第 202200245373 号
令和 5 年 1 月 13 日

各市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長（公印省略）

ポスター掲示場減数協議書の提出について（通知）
令和 5 年 4 月 9 日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙におけるポスター掲示場の総数を減じる場合はあらかじめ県選挙管理委員会と協議を行うこととされています。
については、ポスター掲示場の減数を行おうとする市町村は、減数協議書を下記の要領により提出してください。
なお、減数を行わない市町村については、その旨及び算定した法定設置数を報告していただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和5年2月14日（火）
- 2 ポスター掲示場減数協議書
 - (1) ポスター掲示場減数協議書は選挙ごとに作成すること。
 - ア 鳥取県知事選挙
 - 別紙1（鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）別記第5号様式の2）により作成すること。
 - イ 鳥取県議会議員選挙
 - 別紙2（鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程（昭和58年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）別記様式）により作成すること。
 - (2) 作成に当たっては、減数協議書と設置計画表とは別葉とすること。
 - (3) 鳥取県知事選挙と県議会議員選挙でポスター掲示場を同数減少する場合には、県議会議員選挙に係る設置計画表の添付は不要であること。
 - (4) ポスター掲示場の法定設置数の算定に用いる選挙人名簿登録者数は、令和4年12月1日現在の定時登録の数によること。
- 3 ポスター掲示場の体裁等

鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙におけるポスター掲示場の体裁及び掲示板の区画数については、令和5年1月10日付第202200234783号委員長通知で示されたところであるが、それぞれのポスター掲示場は、同一場所に設置することを原則としているので、設置場所をあらかじめ実地に調査し、設置することが実際に可能かどうかその状況を的確に把握した上で申請すること。

（別紙1）

ポスター掲示場減数協議書

令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙において、公職選挙法第144条の2第1項の規定により設置するポスター掲示場の総数を、同条第2項ただし書の規定により次のとおり減じたいので、関係書類を添えて協議します。

令和 年 月 日

（市町村）選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

記

- 1 ポスター掲示場の法定総数 箇所
 - 2 ポスター掲示場を減じようとする数 箇所
 - 3 設置するポスター掲示場の総数 箇所
- 添付書類（上記協議書とは別葉とすること。）

ポスター掲示場設置計画表

投票区名	選挙人名簿登録者数	投票区の面積	法定の設置数(A)	設置計画の数(B)	増減△((B)-(A))	世帯数	集落数	ポスター掲示場の総数を減じようとする理由
計								

備考

- 1 「選挙人名簿登録者数」は、令和4年12月1日現在の定時登録の数によること。
 - 2 「世帯数」は、令和5年1月31日現在の住民基本台帳人口によること。
 - 3 住宅地、耕地、山林、池沼の区別が表示された地図に、投票区の区域及びポスター掲示場を設置する予定の場所を表示したものを添付すること。
- （別紙2）

ポスター掲示場減数協議書

令和5年4月9日執行予定の鳥取県議会議員選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条第1項の規定により設置するポスター掲示場の総数を、下記のとおり減少したいので、関係書類を添えて協議します。

令和 年 月 日

（市町村）選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

記

- 1 ポスター掲示場の法定総数 箇所
- 2 ポスター掲示場を減じようとする数 箇所
- 3 設置するポスター掲示場の総数 箇所

添付書類（上記協議書とは別葉とすること。）

ポスター掲示場設置計画表

投票区名	選挙人名簿登録者数	投票区の面積	法定の設置数(A)	設置計画の数(B)	増減△((B)-(A))	世帯数	集落数	ポスター掲示場の総数を減じようとする理由
計								

備考

- 「選挙人名簿登録者数」は、令和4年12月1日現在の定時登録の数によること。
- 「世帯数」は、令和5年1月31日現在の住民基本台帳人口によること。
- 住宅地、耕地、山林、池沼の区別が表示された地図に、投票区の区域及びポスター掲示場を設置する予定の場所を表示したものを添付すること。ただし、鳥取県知事選挙と同数を減少する場合は、添付は不要であること。

（８）各種報告等について

第 202200245731 号

令和5年1月17日

各市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長（公印省略）

令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙における各種報告等について（通知）
標記選挙における各種の報告等については、下記によることとしますので、適切な処理をお願いします。

記

- この報告等は、別途通知するものを除き別紙一覧表のとおりであること。
- 報告等に当たっては、それぞれの期限を厳守すること。
- 報告等の方法は、ファクシミリによるものや文書によるものなどその方法が異なるので注意すること。

別紙一覧表

鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙における各種報告等一覧表

報告事項等	区分	報告等期限	報告等の方法	提出部数	報告等様式	備考
ポスター掲示場減数協議	知事 県議	別途通知 (2月14日)	文書	別途通知するところによること。		
ポスター掲示場設置場所一覧表及び図面	知事 県議	2月20日	文書	別紙のとおり	様式第1号	図面を添付すること。 それぞれ選挙名を明記すること。
個人演説会等施設指定	知事 県議	2月24日	行政 イントラ	1部	様式第2号	知事選挙で報告すれば県議選挙での報告は不要であること。報告期限より早めに報告すること。
選挙人名簿登録者数	知事	3月22日	ファクシミリ 又は 行政 イントラ	—	様式第3号	正午まで ファクシミリ →0857-26-8129 報告後の異動は、15時00分までに電話で一報した後、ファクシミリ又は行政イントラで行うこと。
	県議	3月30日			様式第4号	
(期日前)投票所開閉時刻繰上げ・繰下げの届出	知事 県議	3月23日	行政 イントラ	1部	様式第5号	知事選挙で報告すれば県議選挙での報告は不要であること。恒常承認・届出済のものも含め、繰上げ・繰り下げを行うもの全てについて届出すること。
選挙当日有権者数	知事	4月8日	ファクシミリ 又は 行政 イントラ	—	様式第6号 の1	正午までに送信すること。 報告後の異動は、15時00分までに電話で一報した後、ファクシミリ又は行政イントラで行うこと。
	県議				様式第6号 の2	
速報投票区投票速報	知事 県議	4月9日	電話	それぞれ別途通知するところによること。		

投開票速報	知事 県議	4月9日	ファクシミリ
開票録	知事 県議	4月10日	持参
期日前投票の中間状況等	知事 県議	別途通知	行政 インテラ
年齢別投票者数	知事	別途通知	
時間別投票者数 (投票所、期日前投票所)	知事 県議	別途通知	
確定報告書	知事 県議	別途通知	
18歳、19歳の選挙人の数等 (全数調査)	知事	別途通知	

様式第1号

鳥取県知事選挙（鳥取県議会議員一般選挙〇〇選挙区）ポスター掲示場設置場所一覧表

〇〇選挙管理委員会

投票区名	一連番号	ポスター掲示場の設置場所	
		所在地	設置位置の表示

- (注) 1 A4判の大きさを左綴じとすること。
2 A4判の大きさであれば、ポスター掲示場の設置場所の告示の余部を用いて作成して差し支えないこと。
3 一連番号は、ポスター掲示場の設置告示の一連番号と一致するものであること。
4 鳥取県知事選挙と鳥取県議会議員一般選挙と別々に作成すること。
5 一覧表には、次により作成した図面を添付すること。

図面の作成方法

図面はなるべく縮尺2万5千分の1以上の大きさの地図を用いるものとし、これに投票区の区域、投票区名及びポスター掲示場の設置場所を表示すること。

ただし、市街地の場合及び既存の地図にこれらの表示をしても判り難い場合については、投票区単位程度に別の図面を作成すること。これらの表示の方法は原則として次によること。(別図参照)

- (1) 投票区の区域は、赤色の線で囲み記入すること。
(2) 投票区名は、投票区の番号をアラビア数字(固有の名称がある場合はその名称)で記入すること。
(3) ポスター掲示場の設置場所は、赤色の○印で表示し、これに市町村ごとにポスター掲示場の設置場所の告示の一連番号欄の番号を付すること。

*別図 略

様式第2号

個人演説会等会場指定報告書

公職選挙法第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により報告します。

令和 年 月 日

(市町村)選挙管理委員会委員長 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 あて

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の管理者	聴衆席の面積	収容人員	備考

様式第 3 号

鳥取県知事選挙選挙人名簿登録者数報告書

選挙管理委員会

令和 5 年 3 月 22 日現在（単位：人）

区分	定 時 登 録 日 (R5. 3. 1) 現在における名簿登録者総数 (A)	(A)の登録に係る補正登録者数 (B)	選挙時登録者数 (C)	(C)の登録に係る補正登録者数 (D)	随時抹消者数 (E)	今回選挙時登録者数 (R5. 3. 22) 登録者総数 (F)	今回選挙時登録日（告示日前日）現在における名簿登録者総数 $A + B + C + D - E + F$ (G)	備考
男								
女								
計								

- (注) 1 「選挙時登録者数(C)」は定時登録日(R5. 3. 1)から、今回選挙時登録日(告示日前日)までの間に選挙時登録が行われた場合において、当該登録日に登録された者の数を記入すること。
- 2 「随時抹消者数(E)」は定時登録日(R5. 3. 1)から今回選挙時登録日(告示日前日)までの間に選挙人名簿から抹消した者の数を記入すること。
- 3 「今回選挙時登録者数(F)」は、告示日前日現在において登録の資格を有する者で、告示日前日に登録された者の数を記入すること。
- 4 登録日の変更が行われた場合においては、変更された登録日を備考欄に記入すること。
- 5 在外選挙人名簿登録者数は含まないものであること。
- 6 告示日前日正午までにファクシミリ又は行政イントラで報告すること。(報告後数値に異動が生じた場合は、同日午後3時までにその数を報告すること。)

様式第 4 号

鳥取県議会議員一般選挙選挙人名簿登録者数報告書

選挙管理委員会

告示日前日現在（単位：人）

区分	前回選挙時登録日 (R5. 3. 22) 現在における名簿登録者数 (A)	(A)の登録に係る補正登録者数 (B)	随時抹消者数 (C)	今回選挙時登録者数 (告示日前日) (D)	今回選挙時登録日 (告示日前日) 現在における名簿登録者総数 $A + B - C + D$ (E)	備考
男						
女						
計						

- (注) 1 「今回選挙時登録者数(D)」は前回の選挙時登録日(R5. 3. 22)から、今回選挙時登録日(告示日前日)までの間において新たに登録の資格を有することとなった者のうち、告示日前日現在において登録の資格を有する者で、告示日前日に登録された者の数を記入すること。
- 2 「随時抹消者数(C)」は前回選挙時登録日(R5. 3. 22)から今回選挙時登録日(告示日前日)までの間に選挙人名簿から抹消した者の数を記入すること。
- 3 登録日の変更が行われた場合においては、変更された登録日を備考欄に記入すること。
- 4 在外選挙人名簿登録者数は含まないものであること。
- 5 告示日前日正午までにファクシミリ又は行政イントラで報告すること。(報告後数値に異動が生じた場合は、同日午後3時までにその数を報告すること。)

様式第 5 号

投票所開閉時刻繰上げ・繰下げ届出書

令和 5 年 4 月 9 日執行の鳥取県知事選挙において、次のとおり投票所開閉時刻の繰上げ(繰下げ)をすること

としたので届け出ます。

令和 年 月 日

(市町村) 選挙管理委員会委員長 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 あて

(1) 投票所

投票区の名称	開・閉の別	繰上げ等の時間		恒久・今回限りの別	備考
		開	閉		
	開・閉				
	開・閉				
	開・閉				

(注) 開・閉の別欄は、両方又はその一方に○をすること。

備考欄には、従前の繰上げ・繰下げの状況を記載するとともに、繰上げ、繰下げする理由を記載すること。

(農繁期における農家の仕事の状況、工業地帯における就業期間、地域的な日没時間等、地域の実情を踏まえて判断すること。)

(2) 期日前投票所

期日前投票所の名称	開・閉の別	繰上げ等の時間		恒久・今回限りの別	備考
		開	閉		
	開・閉				
	開・閉				
	開・閉				
	開・閉				

(注) 開・閉の別欄は、両方又はその一方に○をすること。

備考欄には、従前の繰上げ・繰下げの状況を記載すること。

様式第6号の1

鳥取県知事選挙当日選挙人名簿登録者数及び有権者数報告書

選挙管理委員会

選挙期日前日現在

区分	選挙時登録日 (R5.3.30) 現在登録者数 (A)	選挙時登録に係る 補正登録者数 (B)	随時抹消者数 (C)	選挙当日登録者数 (選挙期日) (D) = (A + B - C)	選挙当日有権者数 (選挙期日) (E)	備考
男						
女						
計						

(注) 1 選挙期日前日正午までにファクシミリ又は行政イントラで報告すること。

2 (D)と(E)は必ずしも一致しないものであるが、異なる場合はその理由(失権、転出者)も報告すること。

3 (E)欄については、選挙人名簿に登録されている者のうち、転出者(県外・県内とも)は除かれること。ただし、転出者、抹消者等であっても、4月7日までに期日前投票を行った者は含まれること。

4 報告後数値に異動が生じた場合は、選挙期日前日午後3時までにその数を報告すること。ただし、報告後における随時抹消等による数値の異動については、報告は不要であること。

様式第6号の2

鳥取県議会議員一般選挙当日選挙人名簿登録者数及び有権者数報告書

選挙管理委員会

選挙期日前日現在

区分	選挙時登録日 (R5. 3. 30) 現在登録者数 (A)	選挙時登録に係る 補正登録者数 (B)	随時抹消者数 (C)	選挙当日登録者数 (選挙期日) (D) = (A + B - C)	選挙当日有権者数 (選挙期日) (E)	備考
男						
女						
計						

(注) 1 選挙期日前日正午までにファクシミリ又は行政イントラで報告すること。

2 (D)と(E)は必ずしも一致しないものであるが、異なる場合はその理由(失権、転出者)も報告すること。